

被控訴人がラベルや外袋に特定の図柄を用いた商品を製造し、この商品の画像をウェブサイトに掲載したことが、小説を原作としたテレビドラマに係る著作権（翻案権、公衆送信権）の侵害に当たるとして、控訴人らの被控訴人に対する差止請求および損害賠償請求を一部認容した事例

—紋次郎事件・控訴審—

知財高判令和7年9月24日 令和6年(ネ)第10007号

中央大学法学部 教授 堀江 亜以子

◆事案の概要

1970年代に高視聴率を記録したテレビドラマ「木枯し紋次郎」（以下、本件テレビ作品）の原作小説（以下、本件書籍）を執筆した亡Bの妻である亡Aは、平成14年に死亡した亡Bから本件書籍を含む同人の全ての著作物に係る著作権を相続し、原告・控訴人会社（以下、X会社）に独占的利用を許諾した。

亡AおよびX会社は、昭和47年から「紋次郎いか」という商品名でパッケージにY図柄を付した商品を製造販売している被告・被控訴人（以下、Y）に対し、Yの行為が著作権侵害と不正競争防止法上の不正競争に該当すると主張して、製造販売等の差止めおよび廃棄、損害賠償等の支払いを求めた。

原審は、亡Aらが著作物および商品等表示につき、①通常

より大きい三度笠^{がさ}を目深にかぶり、②通常よりも長い引き回しの道中合羽^{かつぼ}で身を包み、③口に長い竹の楊枝^{ようじ}をくわえ、④長脇差を携えた渡世人という部分として特定する旨のみを主張したことを前提に、「原告らは、本件書籍において著作権が侵害されたという著作物を具体的に特定しないものとして、その主張自体失当というほかな」として、亡AおよびX会社の請求をいずれも棄却した。

亡AおよびX会社が原判決を不服として控訴したが、本件係属中に亡Aが死亡し、その相続人である控訴人X1・X2・X3・X4が亡Aの訴訟承継人となり、亡Aが有していた著作権は、遺産分割によりX2・X3・X4が取得した。

◆判旨—控訴一部認容—

1. 権利の帰属

「本件テレビ作品は、亡Bの本件小説を原作として制作されたものであり……、本件小説を原著物とする二次的著作物であるところ、原著物の著作者である亡Bは、二次的著作物である本件テレビ作品の利用に関し、本件テレビ作品の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有し（著作権法28条）、本件テレビ作品については、亡Bの権利と、二次的著作物である本件テレビ作品の著作者の権利とが併存することとなった（最高裁平成12年(受)第798号同13年10月25日第一小法廷判決・集民203号285頁）。そのため、亡Bは、二次的著作物である本件テレビ作品の原作の著作者として、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利、すなわち、本件テレビ作品についての著作権（複製権又は翻案権、譲渡権、公衆送信権）を専有していたものであり（著作権法28条）、亡B死亡後は、亡Aが遺産分割によりこれを取得し、



亡A死亡後は、控訴人X2、控訴人X3及び控訴人X4が遺産分割によりこれを取得したものである」

2. 依拠

「Yは、Yのウェブサイト中のウェブページに、『紋次郎いかの由来』として、昭和47年（1972年）当時テレビで流行っていた木枯し紋次郎がくわえていた長い楊枝（ようじ）を単に見立てたことによる旨記載しており、この事実によれば、『紋次郎いか』の名称が本件テレビ作品の主人公である紋次郎（木枯し紋次郎）に由来することが認められるとともに、Y図柄が本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると推認される。

他方、Yが本件小説……に接したことを認めるに足る証拠はないから、YがY図柄を作成するに当たり、本件小説に直接依拠したとは認められ」ない。

3. 複製または翻案の成否

「Y図柄は本件テレビ作品に依拠して作成されたものであると認められるから、Y図柄が本件テレビ作品の画像の複製又は翻案であるかを検討することとなる。

複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足るものを再製することをいう（最高裁昭和50年（オ）第324号同53年9月7日第一小法廷判決・民集32巻6号1145頁）。

また、翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう（最高裁平成11年（受）第922号同13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照）」

「『本件テレビ作品紋次郎』の画像（以下『本件画像』という。）は、……対比表の『Xらの著作物の具体的表現』の『3』の画像のうち、『川留めの水は濁った』より』とある一枚目の画像を拡大したものである。本件画像は、本件テレビ作品の第1話『川留めの水は濁った』の一場面の画像であり、本件テレビ作品において描かれた紋次郎が登場している……。紋次郎は本件テレビ作品の主人公であり、本件画像に示されたのと同じ装いをし、その特徴をすべて兼ね備えた紋次郎の画像が、すべての本件テレビ作品に表現されている……。こ

のように、本件画像は、本件テレビ作品の紋次郎の画像を具体的に示すものであるから、本件画像をY図柄と対比することにより、本件テレビ作品の紋次郎の画像とY図柄の対比が明らかにされるものと認められる。そして、本件テレビ作品が本件小説の二次的著作物であることからすれば、このような本件テレビ作品の紋次郎の画像は、本件小説の二次的著作物であると認められる」

「本件画像に登場する紋次郎は、股引に脚絆を付け、三度笠をかぶり、道中合羽を身に着け、口に細長い楊枝をくわえ、長脇差を携えた男性であり、左向きで、顔は横顔が見えており、右足が地面につき、左足が上がっていて、歩いているか又は小走りをしている姿であると認められる。そして、かぶっている三度笠として、本件テレビ作品以外のテレビドラマや映画に登場する人物がかぶっている三度笠……よりも大きなものが用いられていると認められる。次に、道中合羽は、縦縞の模様であり、紋次郎の膝のあたりまで長さがあって、これも、本件テレビ作品以外のテレビドラマや映画等に登場する人物が身に着けている道中合羽……よりも長いものが用いられていると認められる。楊枝については、本件小説では約5寸、15センチメートル以上あると描かれているが……、本件画像でも同程度の長さの楊枝が用いられていると認められる。

このように、本件画像の紋次郎は、①通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶり、②通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様である道中合羽を身に着け、③細長い楊枝をくわえ、④長脇差を携えているという特徴をすべて兼ね備える者として表現されている。

ところで、本件テレビ作品の放映前には、上記①ないし④の表現上の特徴の全てを兼ね備える人物が登場するドラマ、映画等が存在していたとは認められない（なお、上記①ないし④の特徴の全てを兼ね備える人物が登場する小説が、本件小説が書かれる前に存在したとも認められない。）。そのため、上記①ないし④の表現上の特徴をすべて兼ね備えるという点は、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものと認められる」

「他方、Y図柄は、……のとおりであり、人物の特徴を誇張して手で描かれた絵であり、俳優を実写した本件画像とは表現の方法が異なり、本件画像と比較して、手書きの絵であることによる新たな創作性が加えられているといえる。しかし、三度笠をかぶり、道中合羽を身に着け、口に細長い棒状

のものをくわえ、長脇差を携えた男性を描いたものであることは、Y図柄を見た一般人が容易に理解することができると認められる。

そして、Y図柄で描かれている人物は右向きで、顔は横顔が見えており、片方の足が地面につき、他方の足が上がっていて、歩いているか又は小走りをしている姿であると認められる。人物の顔は、口の周辺以外は三度笠で隠れており、三度笠は人物の顔に比べて非常に大きなものとして描かれている。道中合羽は太い縦縞の模様であり、人物の体の動きにより裾が空中に浮かび上がった状態で描かれているが、裾の部分を下におろした場合には地面に着くと思われるくらいの長さである。口にくわえている細長い棒状のものは、これが楊枝であるかどうかはY図柄を一見して明らかであるとまではいえないが、人物の横顔の幅よりもかなり長いものとして描かれている」

「Y図柄の人物は、三度笠をかぶっており、その三度笠は大きなものである。Y図柄の三度笠は、人物の顔の大きさと比べたとき、本件画像の紋次郎のかぶる三度笠よりも更に大きなものであるが、これは、三度笠が大きいものであるという前記①の特徴をY図柄において強調して表現したことによるものであって、前記①の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。そのため、Y図柄から本件画像の前記①の表現上の特徴（通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも大きな三度笠をかぶっていること）を直接感得することはできるものと認められる。

Y図柄の人物は、道中合羽を身に着けており、その道中合羽は縦縞模様で長いものである。Y図柄の道中合羽は、人物の身長と比べたとき、本件画像の紋次郎が身に着けている道中合羽よりも更に長いものであるが、これは、道中合羽が長いという前記②の特徴をY図柄において強調して表現したことによるものであって、前記②の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。また、本件画像の人物が身に着ける道中合羽は、縞が細いのに対し、Y図柄の人物が身に着ける道中合羽は、それよりも縞が太く表されているが、これも、道中合羽が縦縞模様であるという前記②の特徴の一部をY図柄において強調して表現したことによるものであって、前記②の特徴を感得することを妨げることはなく、むしろ容易にするものといえる。そのため、Y図柄から本件画像の前記②の表現上の特徴（通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長く、模様が縦縞模様で

ある道中合羽を身に着けていること）を直接感得することはできるものと認められる。

本件画像の紋次郎は、細長い楊枝をくわえているのに対し、Y図柄の人物は、細長い棒状のものをくわえているが、それが楊枝であることは、一見しては明らかでないともいえる。しかし、口にくわえている細長い棒状のものが楊枝であることは容易に推測されるから、それが楊枝であることが一見しては明らかでないとしても、その点は、前記③の特徴を感得することを妨げるものとはいえない。そのため、Y図柄から本件画像の前記③の表現上の特徴（細長い楊枝をくわえていること）を直接感得することはできるものと認められる。

Y図柄の人物も、本件画像の紋次郎も、長脇差を携えているから、Y図柄から本件画像の前記④の表現上の特徴（長脇差を携えていること）を直接感得することはできるものと認められる。

以上によれば、Y図柄から、本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質な特徴をなすものと認められる、前記①ないし④の表現上の特徴をすべて感得し得るものと認められる。そして、前記……のとおり、本件画像は、本件テレビ作品の紋次郎の画像を具体的に示すものであり、本件画像をY図柄と対比することにより、本件テレビ作品の紋次郎の画像とY図柄の対比が明らかにされるから、Y図柄から、本件テレビ作品の紋次郎の画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質な特徴をなすものと認められる、前記①ないし④の表現上の特徴をすべて感得し得るものと認められる」

「Y図柄は、人物の特徴を誇張して手で描かれた絵であり、俳優を実写した本件画像とは表現の方法が異なり、本件画像と比較して、手書きの絵であることによる新たな創作性が増えられた別の著作物であるから、本件テレビ作品の紋次郎の画像の複製には当たらない。しかし、Y図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像に依拠し、その画像の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的な表現に変更を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現したものであり、Y図柄に接する者が本件テレビ作品の紋次郎の画像に係る表現上の本質的な特徴を直接感得することができるといえるから、Y図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像の翻案であると認められる」

4. 著作権侵害の有無

「Yは、容器のラベル又は外袋にY図柄を付したY商品を

製造することにより、本件テレビ作品についての翻案権を侵害したものと認められる」

「著作権法26条の2第1項の譲渡権は、著作物を原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利であるから、著作物を翻案したものの譲渡によって同項の譲渡権が侵害されたとは認められない。……Y図柄は、本件テレビ作品の紋次郎の画像の複製とは認められず、翻案に当たると認められるにとどまる。したがって、容器のラベル又は外袋にY図柄を付したY商品を譲渡し、引き渡しても、本件テレビ作品についての譲渡権の侵害は認められない」

◆評釈—判旨反対—

1. 本判決の概要

本件は、1970年代の人気テレビドラマ「木枯し紋次郎」の主人公・紋次郎の外見を模した図柄を、食品の包装ラベルに印刷して使用していた企業に対し、原作小説の著作権者らが、著作権法および不正競争防止法に基づき、使用の差止めと損害賠償を請求した事案である。

原審^{*1}では、ポパイ・ネクタイ事件最判^{*2}を引用してキャラクターの著作物性を否定し、Xらが著作権侵害を主張するのは、①通常より大きい三度笠を目深にかぶり、②通常よりも長い引き回しの道中合羽で身を包み、③口に長い竹の楊枝をくわえ、④長脇差を携えた渡世人という記述にとどまり、本件書籍中の具体的表現の特定をしないことから、Xらの主張は失当であるとした。さらに、原審は追加的に、Xらの主張するものが本件書籍や本件テレビ作品等において表現されている一貫した中心人物をいう趣旨であるとしても、表現から昇華した登場人物の人格ともいふべき抽象概念であって、著作物とは認められないこと、原告らの主張する本件渡世人に係る記述は江戸時代の渡世人の姿としてありふれた事実であり、口に長い竹の楊枝をくわえるという部分を加えても記述自体は明らかにありふれたものにすぎず、本件テレビ作品で加えられた強調表現を含めた記述もまた極めてありふれたものであることを指摘し、江差追分事件最判^{*3}ののっとり著作物性を否定した。

また、Y図柄の三度笠が巨大なものであって江戸時代の渡世人とは異なり、顔から伸びる横線が竹の楊枝と認識しうるものではないから、江戸時代の渡世人を直接感得することはできず、そもそも同一性を欠くものであると述べた。

なお、判決文中には現れていないが、「通常より大きい」

三度笠や、「通常よりも長い」道中合羽という特徴は、本件書籍中には表現されておらず、本件テレビ作品において付加された特徴である。

これに対し、控訴審は、キャンディ・キャンディ事件最判^{*4}に基づき、本件テレビ作品中の本件画像とY図柄とを比較し、本件テレビ作品への依拠とそこに表現されている紋次郎の外見の本質的な特徴が感得されることを理由として、Xらに対する著作権侵害を肯定した。また、Y図柄が大幅にデフォルメされた表現であることについても、本件画像に新たな創作性が加えられた強調表現であっても、Xらの主張する①～④の紋次郎の特徴を感得しうるとした^{*5}。

本判決の問題点として、(1) Xらの主張はあくまでも言語で示された①～④の特徴であったにもかかわらず、それ自体の創作性ではなく、二次的著作物である本件テレビ作品中の本件画像との比較によって判断し、そこに本件書籍の創作性がどのように反映されているかについて判断を避けたこと、(2) 二次的著作物において初めて付加された特徴と被疑侵害著作物との比較によって原著作者への権利侵害が判断されたことが挙げられる。そしてその際に、大きく賛否が分かれているキャンディ・キャンディ事件最判をそのまま引用し、原著作者の著作権の権利が及ぶ範囲に何ら限定をつけることなく判断した。結果として、原著物と二次的著作物の関係が連鎖する限り、無限に原著作者の権利が及ぶことになりかねず、問題のある判断といわざるを得ない。

2. キャンディ・キャンディ事件最判の問題点

本判決は、キャンディ・キャンディ事件最判に基づき、本件テレビ作品が本件書籍を原著物とする二次的著作物であること、原著物の著作権者である亡Bは、法28条により、二次的著作物である本件テレビ作品の利用に関し、本件テレビ作品の著作権者が有するものと同一の種類の権利を専有するので、本件テレビ作品には、亡Bの権利と二次的著作物である本件テレビ作品の著作権の権利とが併存し、亡Bは本件テレビ作品についての著作権（複製権または翻案権、譲渡権、公衆送信権）を専有していたから、その相続人であるXらにはこれらの権利が帰属すると認めている。

本件テレビ作品が本件書籍を翻案したものであることは明らかであるから、この判断は一見問題がないように見える。例えば本件テレビ作品中の1話分をまるごと複製するといった場合は、二次的著作物の著作権者のみならず、原著物の

著作権者の許諾も要することは当然である（法11条・28条）。しかしながら、二次的著作物をさらに翻案するいかなる場合にも、常に原著作物の著作権者の許諾が必要であるとする、原著作物と二次的著作物の関係が連鎖する限り、無限に原作者の権利が及ぶことになりかねない。

キャンディ・キャンディ事件最判では、原作者の権利範囲を限定しない理由について明らかでないが、同事件の控訴審^{*6}では、①原著作物の創作性に依拠する部分と二次的著作物に独自の部分を区別することが現実には困難または不可能なことが多く、この区別を要求することになれば権利関係が著しく不安定にならざるを得ないこと、②二次的著作物である以上、それを形成する要素で原著作物の創作性に依拠しないものはあり得ないとみることも可能であることから、両者を区別しないで、いずれも原著作物の創作性に依拠しているとみなすことにしたものとするのが合理的であることを挙げており、これに賛成する論者も見受けられる^{*7}。

しかし、両著作物の区別は必ずしも困難または不可能な場合ばかりではなく、むしろ、江差追分事件最判の判旨は、両著作物の区別が可能であることを前提としているといえよう。よって、原著作物の創作性が感得され得ない部分にまで原作者の権利が及ぶと解するのは妥当でないとして、これに反対する見解も多く示されてきた^{*8}。また、判決の射程を限定すべく、キャンディ・キャンディ事件最判はあくまでも事例判決であるともいわれてきた。

これに対し、本判決は、何らの限定もなくキャンディ・キャンディ事件最判を引用したものであり、今後の法28条の解釈と、著作物利用に影響しかねない。

本判決は、Yによる二次的著作物たる本件テレビ作品についての依拠を認定しつつ、本件書籍への依拠は否定しているところにも注目したい。法28条の特徴のひとつは、原著作物への依拠性が問われない点にあるといえるからである。

従前、二次的著作物の翻案行為によって生じた新たな著作物につき、原著作物から見て二次的著作物に該当するものには、法27条を適用すればよいという解釈が示されていた^{*9}が、江差追分事件最判は翻案の要件として既存の著作物への依拠とその本質的特徴を感得しうることを挙げており、法27条を直接適用するためには依拠性を要すると解される。

他方、第三者が二次的著作物を複製・翻案等した場合には、二次的著作物への依拠と本質的特徴の感得が認められれば、原著作物への依拠がなくとも、原作者は法28条を経由して

法21条ないし27条に基づく権利の行使が可能になる。すなわち、権利行使の要件を「依拠性」と「類似性」とする見解^{*10}に立てば、法28条の適用には、二次的著作物への依拠があれば原著作物への依拠は不要である。とはいえ、原著作物との「類似性」までも不問に付されるべきではないというのが、キャンディ・キャンディ事件最判に反対する見解であるといえる。

従前、二次的著作物について原著作物の著作者が主張し得る権利の種類には法28条が含まれるとする見解^{*11}と含まれないとする見解^{*12}とが見られたが、近年、法28条まで含まれるとしつつ、適用範囲は原著作物の創作性及ぶ範囲に限定されるとする見解が現れてきていた^{*13}。これは、「依拠性」のみならず「類似性」までも不要であるかのごとき解釈は過大であるとの認識によるものであろう。本判決はこの流れに逆行するものであり、法28条の解釈に再び混乱を来すものとなりかねない。

3. 「翻案の成否」判断について

原審では、Xらの主張する紋次郎の特徴につき、単なるアイデアにすぎないとして著作物性が否定されたのに対し、本判決は、それ自体の著作物性は直接には判断せず、二次的著作物である本件テレビ作品の画像中に登場する紋次郎の外見が前記特徴を備えていることを認定し、これが本件画像の創作的な表現をなす部分であり、表現上の本質的な特徴をなすものとしたうえで、本件テレビ作品の画像とY図柄の特徴との比較によって著作権侵害を肯定するという手法をとっている。

しかし、本判決で殊更言及されている①「『通常のテレビドラマや映画等で用いられているものよりも大きな』三度笠」や②「『通常のテレビドラマや映画等で用いられるものよりも長』く、模様が縦縞模様である道中合羽」は、本件テレビ作品において付加された要素であって、本件書籍には描写されていない。また、④「長脇差を携えている」のは紋次郎に限らず他の渡世人にも当てはまり、原判決の述べるとおり、江戸時代の渡世人の姿としてありふれた事実にすぎない。もし、①や②が創作的表現であるとしても、本件テレビ作品の創作的表現であって、本件書籍のそれではない。本件書籍に表れていない特徴との類似性を根拠として、Xらの権利行使を認めるのは権利範囲を不当に広く解釈するものである。

本判決は、「紋次郎は本件テレビ作品の主人公」であるとして、本件書籍と本件テレビ作品の各話に必ず登場する唯一

の人物の外見的特徴であることを理由に権利行使を肯定し、それ以外は制限される余地を残す趣旨にも読めるが、仮に、主人公以外にも主要な登場人物が複数表現されている作品の二次的著作物が無断で利用された場合、どこまで原著作者の権利が及ぶと解されるかは依然として不透明である。

もっとも、紋次郎の特徴のうち、③「細長い楊枝をくわえ」ている点については、Xらは具体的表現を特定していないが、本件書籍のなかでは繰り返し言及されており、その多くが本件テレビ作品においても印象強く表現されていたと思われる。この点の主張立証とそれに基づく判断によっては、キャンディ・キャンディ事件最判の判断を妥当なものに画定できた可能性はあるだろう。

本判決はキャンディ・キャンディ事件最判と同様、原著作物との類似性を問題としなかった点において失当である。このような解釈を許せば、原著作物と二次的著作物の連鎖が認められる限り権利行使が可能となってしまう、かえって許諾を得て翻案を行おうとするインセンティブがそがれるおそれもある。それは著作権法の目的に反する結果となり、許されるべきではない。法28条は「依拠性」を不要とするのみであって、「類似性」要件は満たす必要があると解すべきである。

4. Y図柄におけるデフォルメと翻案

原審では、Y図柄の三度笠が巨大なものであって江戸時代の渡世人の姿とは異なること、顔から伸びる横線が竹の楊枝と認識しうるものではないことから、江戸時代の渡世人を直接感得することはできず、そもそも本件テレビ作品の画像とも同一性を欠くとしていたところ、本判決では、本件画像の

紋次郎の特徴を、Y図柄において強調して表現したものであって、本件画像の特徴を直接感得することを妨げるものではないとして、権利侵害を肯定した点にも特徴がある。

デフォルメ表現であったとしても、原著作物の特徴を感得し得るものであり、そこに創作性が加わっているのであれば、翻案として著作権者は権利行使しうると解される。しかし、デフォルメが過ぎて元の著作物の特徴が感得され得ないような場合には、もはやデフォルメとして成立していないのであり、翻案と解することはできない。

もっとも、本件では「通常よりも大きな」三度笠や「通常よりも長い」道中合羽には原著作者の創作性が及んでいないのみならず、「楊枝をくわえている」という1点によってのみ看者はY図柄を「紋次郎」とであると認識しうるものであって、Y図柄上に楊枝らしき横線がなければ「紋次郎ではない」と感得されるのではないだろうか。これらの点を一切考慮せずに全てのデフォルメ表現に直接感得性を認定し、侵害を肯定したのは妥当でない。

5. 著作権法26条の2の解釈について

本判決は26条の2第1項の「原作品又は複製物」を「原著作物又はその複製物」と解し、譲渡権侵害を否定しているが、そうであれば25条・26条・26条の3も同様に解さざるを得ず、原著作者は、無断翻案物に25～26条の3の権利を行使できないことになり、28条の規定に反する。原作品とは著作物の現物と解すべきである。

(ほりえ あいこ)

※1) 原審判決の評釈として、金子敏哉・ジュリ臨増(臨増・令6重判解)1610号228頁、本山雅弘・Law & Technology 110号44頁。

※2) 最一小判平9・7・17民集51巻6号2714頁。

※3) 最一小判平13・6・28民集55巻4号837頁。

※4) 最一小判平13・10・25集民203号285頁。

※5) 本判決の評釈として、大熊裕司・コピーライト777号29頁、長谷川遼・ジュリ臨増(臨増・令7重判解)1623号228頁、小泉直樹・ジュリ1622号8頁。

※6) 東京高判平12・3・30判時1726号162頁。

※7) 青柳吟子「判批」判例評論527号(判時1800号)199頁(2003)、半田＝松田・コンメン2(初版、2009)93頁[槇山敬士]、牧野＝飯村・著作権訴訟法296頁[長沢幸男]、小泉直樹「二次的著作物について」半田・古稀179頁。

※8) 田村・概説374頁、中山・著作権法191頁、高林・標準91頁。

※9) 渋谷・著作権法187頁、飯村「二次的著作物の利用行為の差止請求の審理判断の構造について」知財年報2005(別冊NBL)222頁右。

※10) 島並ら・入門303頁、中山・著作権法737頁。なお、高林・標準78頁は、「依拠性」を複製や翻案の成立要件とすべきであるとするが、ここでの結論を左右するものではない。

※11) 加戸・逐条講義223頁、作花・詳解282頁、飯村「二次的著作物の利用行為の差止請求の審理判断の構造について」知財年報2005(別冊NBL)214頁。

※12) 田村・概説112頁。

※13) 加戸・逐条講義224頁、中山・著作権法191～192頁、小泉ほか・条解385頁[横山久芳]。